

契約の解釈に関する原則

——民法改正に対する議論を題材として——

山代忠邦

- I はじめに
- II 学説の展開
 - 1 旧民法と現行民法の制定
 - 2 現行民法制定後の伝統的通説
 - 3 解釈の分化への契機
 - 4 現在の学説状況
- III 法制審議会の議論内容
 - 1 基本方針の提案
 - 2 明文化の要否
 - 3 本来的解釈
 - 4 規範的解釈
 - 5 補充的解釈
- IV 検討
 - 1 本来的解釈
 - 2 規範的解釈
 - 3 補充的解釈
- V おわりに

I はじめに

2017年5月26日に成立した改正民法の特徴は、当事者の締結した「契約」を尊重するという考えを基礎としていることであり、この考え方に基づいて、履行請求権並びに債務不履行による損害賠償及び解除に関する規範は定

契約の解釈に関する原則

められている。そのため、改正民法における契約規範の適用に際しては、当事者の締結した「契約」の内容が重要な役割を果たすこととなる。契約自由の原則によれば、契約内容、すなわち、契約当事者間の権利義務関係は原則として当事者の合意によって自由に決定される。そこで、契約に関する紛争に対して実際に契約規範が適用され、当該紛争が解決されるためには、当事者が契約の内容として何を合意したのかが明らかにされなければならないといえる。以上のことから、改正民法のもとでは、紛争解決に際して、契約内容を確定する作業、すなわち、「契約の解釈」の重要性が飛躍的に増大すると考えられる¹⁾。

現行民法には、契約の解釈を直接扱った規定は存在しない。そこで、今般の改正作業においては、契約の解釈に関する原則を明文で規定すべきかどうかを検討された。結論としては、法制審議会民法（債権関係）部会（以下、単に「法制審議会」という）のコンセンサスを形成することが可能な成案を得る見込みが立たないとの理由から、契約の解釈に関する準則を法定することは見送られた。この結果から、契約の解釈に関する規定を設けることに関してコンセンサスを得られなかった原因は何か、そして、民法改正後の「契約の解釈」のあり方はどのようになるのか、という問題を提起することができる。

本稿では、以上の問題意識をもとに、まず、法制審議会における議論の前提をなしている「契約の解釈」に関する従来 of 学説の展開を概観し(Ⅱ)、次に、法制審議会での議論内容を確認する(Ⅲ)。そして、「契約の解釈」に関する準則を定めないと結論に至った理由と、法制審議会の審議内容から析出することができる「契約の解釈」のあり方に関する課題を検討し(Ⅳ)、最後に、簡単な総括を行う(Ⅴ)ことにする。

¹⁾ 森田修『『債権法改正』の文脈：新旧両規定の架橋のために（第4回）第三講 契約の解釈：一般準則を中心に（その1）』法教430号50頁（2016年）。

II 学説の展開

1 旧民法と現行民法の制定

(1) 旧民法の規定²⁾

Iで述べたとおり、現行民法は、契約の解釈を直接扱った規定を設けていない。これに対して、ボワソナードの起草による旧民法財産編は、フランス民法典をもとに、第2部「人権及び義務」第1章「義務ノ原因」第1節「合意」第4款「合意ノ解釈」³⁾において、契約に関する解釈準則を定めていた。同款には、次の5か条が設けられていた。

第356条 合意ノ解釈ニ付テハ裁判所ハ当事者ノ用キタル語辞ノ字義ニ拘ハラシヨリ寧ロ当事者ノ共通ノ意思ヲ推尋スルコトヲ要ス

第357条 一箇ノ語辞カ各地ニ於テ意義ヲ異ニスルトキハ当事者双方ノ住所ヲ有スル地ニ於テ慣用スル意義ニ従ヒ若シ同一ノ地ニ住所ヲ有セサルトキハ合意ヲ為シタル地ニ於テ慣用スル意義ニ従フ
一箇ノ語辞ニ本来ニ様ノ意義アルトキハ其合意ノ性質及ヒ目的ニ最モ適スル意義ニ従フ

第358条 合意ノ各項目ハ合意ノ全体ト最モ善ク一致スル意義ニ従ヒテ相互ニ之ヲ解釈ス

一箇ノ項目ニニ様ノ意義アリテ其一カ項目ヲ有効ナラシムルトキハ其意義ニ従フ

第359条 合意ノ語辞カ如何ニ広汎ナルモ其語辞ハ当事者ノ合意ヲ為スニ付キ期望シタル目的ノミヲ包含セルモノト推定ス

²⁾ 旧民法以前の状況も含め、詳細については、野村豊弘「法律行為の解釈」星野英一編『民法講座1民法総則』293-302頁（有斐閣、1984年）、沖野眞己「契約の解釈に関する一考察——フランス法を手がかりとして(1)」法協109巻2号259-278頁（1992年）参照。

³⁾ 旧民法において「合意」とは、「物権ト人権トヲ問ハスアル権利ヲ創設シ若クハ移転シ又ハ之ヲ変更シ若クハ消滅セシムルヲ目的トスル二人又ハ数人ノ意思ノ合致」であり、契約は「合意カ人権ノ創設ヲ目的トスルトキ」を指している（旧民法第296条）。

当事者カ合意ノ自然若クハ法律上ノ効力ノ一ヲ明言シ又ハ特別ノ場合ニ於ケル其適用ヲ明言シタルモ慣習若クハ法律ニ因リテ生スル他ノ効力又ハ適当ニ受ク可キ他ノ適用ヲ阻却セント欲シタルモノト推定セス

第360条 総テノ場合ニ於テ当事者ノ意思ニ疑アルトキハ其合意ノ解釈ハ諾約者ノ利ト為ル可キ意義ニ従フ

双務ノ合意ニ於テハ此規定ハ各項目ニ付キ各別ニ之ヲ適用ス

以上の準則のうち、旧民法第356条が、合意の解釈の一般原則であり、裁判所が達成すべき主たる目的を示しているとされ、他の条文は、この一般原則の適用、主たる目的達成のための方法に関する規定とされている⁴⁾。そして、合意の解釈に関するこれらの準則は、裁判官が当事者の意思及び合意の意味を探求する手助けとなるべく定められたものであって、裁判官を拘束するものではないとされている⁵⁾。

なお、旧民法財産編には、前記の第4款「合意ノ解釈」に先立ち、第3款として「合意ノ効力」という款が設けられており、その第1則「当事者間及ヒ其承継人間ノ合意ノ効力」にある第327条第1項が、「適法ニ為シタル合意ハ当事者ノ間ニ於テ法律ニ同シキ効力ヲ有ス」として、意思自律の原則 (le principe de l'autonomie de la volonté) を規定している。同項によれば、適法になされた契約は当事者間において法的拘束力を有し、そして、この法的拘束力の源泉は契約当事者の意思に求められることになる。

(2) 現行民法の制定

現行民法では、旧民法の前記規定がすべて削除され、法律行為あるいは契

⁴⁾ *Code civil de l'Empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs*, t. 2, *Exposé des motifs du livre des biens*, Traduction officielle, 1891, p. 467.

⁵⁾ 旧民法第356条乃至第359条は両当事者が言葉に付与した意味の単なる推定規定であり、当事者による反証が許されている (*Code civil de l'Empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs*, *op. cit.*, p. 468.)。

約の解釈についての明文の規定は設けられていない。比較法的にみれば、現行民法のように、契約の解釈についてまったく定めがないのは、異例なことである。

法典調査会に提出され審議の対象となった草案において、旧民法中の合意の解釈に関する原則はすでに削られていた。そのため、法律行為・契約の解釈に関する準則を法律中に定めることの是非、そして、規定する場合の内容についての議論は、法典調査会において一切なされていない。したがって、法律行為・契約の解釈に関する規定が設けられなかった理由は明らかでない⁶⁾。

もっとも、以下のような理由により旧民法の規定は削除されたと推測されている⁷⁾。まず、旧民法第356条の一般原則は当然のことであって、これをことさら明文化する必要はない。また、この一般原則を具体化し、補完する旧民法第357条以下の一連の準則を法定することは繁雑である。そして、これらの規定は、裁判官に対する指針であって、当事者の権利義務を定める規定ではないことから、これらを法律で特に定める必要はない。

以上の理由により旧民法の規定が削除されたのであれば、法律行為・契約の解釈に関する明文の規定が現行民法になくとも、法律行為・契約の解釈が訴訟において問題となった場合には、旧民法の諸準則を用いた両当事者の意思の探求が裁判官によってなされると考えられていたのであろう⁸⁾。

2 現行民法制定後の伝統的通説

現行民法の制定後しばらくの間、学説は、法律行為・契約の解釈について

6) 曄道文藝「法律行為ノ解釈（民法第92条）」京都法学会雑誌10巻11号21頁（1915年）、野村・前掲注2）302頁。

7) 以下の理由に関して、野村・前掲注2）302-303頁、沖野・前掲注2）279-280頁。本文に掲げたもの以外の理由として、沖野・前掲注2）280-281頁参照。

8) 野村・前掲注2）303頁、沖野・前掲注2）281頁。旧民法の諸準則を実際に示す裁判例の存在に関しては、野村・前掲注2）310-311頁、沖野・前掲注2）299-300頁注94参照。

て、明文の規定が置かれなかったこともあり、あまり論じていない⁹⁾。しかし、法律行為・契約の解釈は、紛争解決に際して重要な役割を果たす作業である。そこで、1910年代から、法律行為・契約の解釈について、本格的な議論が展開されるようになり¹⁰⁾、伝統的通説が形成されるに至った。以下では、伝統的通説の形成に影響を与えた我妻栄の見解¹¹⁾を取り上げることとする。

我妻は、解釈に関する問題を、意思表示あるいは法律行為の解釈として捉える¹²⁾。そのうえで、意思表示・法律行為の解釈とは表示行為の有すべき客観的意味を明らかにすることであり、表意者の内心的効果意思が法律行為の内容に影響を及ぼすことはないとする¹³⁾。そして、解釈の基準に関しては、①当事者の企図する目的、②慣習、③任意法規、④信義誠実の原則（条理）が挙げられている¹⁴⁾。これらの解釈基準のうち①当事者の企図する目的に関して、我妻は、「法律行為によって当事者が達成しようとした経済的・社会的目的を捉え、法律行為の全内容をこの目的に適合的に解釈すること」、つまり、当事者の企図する目的を、意思表示・法律行為解釈の第1の基準とする¹⁵⁾。我妻によれば、字義に拘泥することの禁止、一見矛盾する条項の統一的解釈、内容の有効解釈等は、いずれも、当事者の企図する目的を基準としてなされるものである。なお、我妻は、意思表示のなされた当該

⁹⁾ 曄道・前掲注6) 21頁、野村・前掲注2) 303頁、山本敬三「補充的契約解釈——契約解釈と法の適用に関する一考察(5・完)」論叢120巻3号22-23頁注⑤(1986年)。

¹⁰⁾ 曄道・前掲注6) 21頁。同「続法律行為ノ解釈(1)~(3・完)」京都法学雑誌11巻5号33頁以下、7号21頁以下、11号44頁以下(1916年)、我妻栄「ダンツの『裁判官の解釈的作用』」同『民法研究 I 私法一般』51頁以下(有斐閣、1966年)〔初出1923年〕、菅原春二「法律行為解釈の目的」論叢10巻5号1頁以下(1923年)等。

¹¹⁾ 我妻栄『民法総則』371-384頁(岩波書店、1930年)。ここで示された考え方は、同『新訂民法総則』249-257頁(岩波書店、1965年)において踏襲されている。そこで、以下では、『新訂民法総則』のみを引用する。

¹²⁾ 我妻・前掲注11)『新訂民法総則』249頁。

¹³⁾ 我妻・前掲注11)『新訂民法総則』249-250頁。

¹⁴⁾ 我妻・前掲注11)『新訂民法総則』250頁以下。

¹⁵⁾ 我妻・前掲注11)『新訂民法総則』250頁。

事情を、解釈の基準ではなく、表示行為そのものを組成する要素としてみるべきとする¹⁶⁾。これは、言語・挙動は、程度の差こそあれ、常にそのなされた際の当該事情に即してのみ一定の意味を有すると考えられているからである。

我妻に代表される伝統的通説に対しては、以下の2点への留意が必要である。1点目は、当事者の企図する目的が意思表示・法律行為解釈の第1の基準として挙げられ、かつ表示行為もしくはその解釈資料が広汎に捉えられているために、当事者の個別事情に着目した解釈がなされるということである¹⁷⁾。2点目は、伝統的通説は、当事者が一定の定めを置いている場合にその内容を確定する「解釈」と、定めがない場合の内容の「補充」との区別を積極的には認めていないということである¹⁸⁾。

3 解釈の分化への契機

1950年代から60年代にかけて、川島武宜¹⁹⁾、穂積忠夫²⁰⁾により、法律行為の解釈には、性質の異なる2つの作業が含まれていることが指摘された。その性質の異なる作業の1つは「意味の発見」であり、もう1つは「意味の持ち込み」である。

「意味の発見」とは、「ひとつの社会的事実としての、シンボルの意味や当事者のうちに惹き起こされた社会的期待がどのようなものであるか、を発見し確定する操作」であって、価値判断を伴わないものである²¹⁾。

¹⁶⁾ 我妻・前掲注11)『新訂民法総則』250頁。

¹⁷⁾ 山本敬三「契約の解釈と民法改正の課題」石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』710頁(商事法務, 2013年)。

¹⁸⁾ 沖野眞巳「契約の解釈に関する一考察——フランス法を手がかりとして(2)」法協109巻4号508-509頁(1992年)、山本・前掲注17)710-711頁。

¹⁹⁾ 川島武宜「法律行為」同『川島武宜著作集第6巻』96頁以下(岩波書店, 1982年)[初出1956年]。

²⁰⁾ 穂積忠夫「法律行為の『解釈』の構造と機能(1)・(2)」法協77巻6号603頁以下, 78巻1号27頁以下(1961年)。

²¹⁾ 穂積・前掲注20)法協78巻1号30頁。

これに対して、「意味の持ち込み」とは、「法律行為にどのような効果（legal operation）を与えるべきかについて法的価値判断をおこない、望ましい効果を生ぜしめるような意味をシンボルに付与する操作」であって、価値判断を伴うものである²²⁾。そして、「意味の持ち込み」が行われる場合として、①当事者の合意に空白部分があり、それを補充するための法規定がない場合、②法律行為の文言に当事者が与えた意味が食い違うときに、そのいずれが正しいかが証拠によって十分明らかにされなかった場合、③法律行為を構成しているシンボルの社会的意味は比較的明白であるが、その社会的意味どおりの法律効果を発生させることが公の政策からみて妥当でないと裁判所が考える場合が挙げられている²³⁾。

以上の指摘を受け、民法学において、法律行為の解釈といわれている作業には性質の異なる作業が含まれていると一般的に認識されるに至った²⁴⁾。また、法律行為の類型に応じて解釈の基準は異なる可能性があることも意識されるようになった²⁵⁾。

4 現在の学説状況

現在の学説は、法律行為・契約の解釈とされるものを、「狭義の解釈」、 「補充的解釈」及び「修正的解釈」の3つ、あるいは「狭義の解釈」、 「契約の補充」及び「契約の修正」の3つに分類したうえで、それぞれの作業内容を論じている²⁶⁾。

「狭義の解釈」とは、当事者のなした意思表示の意味を確定する作業であ

²²⁾ 穂積・前掲注20) 法協78巻1号31頁。

²³⁾ 穂積・前掲注20) 法協78巻1号31-36頁。

²⁴⁾ 川島武宜『民法総則』187頁以下（有斐閣，1965年），幾代通『民法総則』225頁以下（青林書院，1969年），星野英一『民法概論Ⅰ（序論・総則）』180頁（良書普及会，1971年），四宮和夫『民法総則』162頁以下（弘文堂，1972年），川島武宜編『注釈民法（3）』41-42頁〔平井宜雄〕（有斐閣，1973年）等。

²⁵⁾ 星野・前掲注24) 175頁以下，四宮和夫『民法総則〔第4版〕』147頁以下（弘文堂，1986年）。

る。この「狭義の解釈」に関しては、当事者が意思表示に付与した主観的意味が一致している場合と、当事者が意思表示に付与した主観的意味が一致しない場合とが分けられて論じられている。前者については、その一致した意味で意思表示は解釈されるべきとする見解が主張され、これが通説といえるほどである²⁷⁾。これに対して、後者については、学説の対立がある。一方には、伝統的通説と同様に、意思表示の意味を客観的に確定するという見解があり²⁸⁾、他方には、当事者が意思表示に付与したそれぞれの意味のうちいずれの付与した意味が正当であるかにしたがって、意思表示の意味を確定すべきとする見解がある²⁹⁾。

「補充的解釈」とは、当事者の合意が欠けている部分を補充する作業である。「補充的解釈」に関する基準としては、慣習、任意規定、条理・信義則が挙げられている³⁰⁾。もっとも、これらの基準は一般に法源とされるものである。そこで、このような基準による契約内容の補充は、もはや法律行為

²⁶⁾ 石田穰「法律行為の解釈方法——再構成(1)」法協92巻12号1559頁以下(1975年)(なお、同論文では、狭義の解釈は、当事者が意思表示に付与した意味を明らかにする「主観的解釈」と、瑕疵ある意思表示の場合又は意思の欠缺の場合に当該意思表示の意味を明らかにする「規範的解釈」に二分されている)、磯村保「法律行為の解釈方法」加藤一郎=米倉明編『民法の争点Ⅰ(総則・物権・親族・相続)』30頁以下(有斐閣、1985年)、内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論[第4版]』269頁以下(東京大学出版会、2008年)、四宮和夫=能見善久『民法総則[第8版]』183頁以下(弘文堂、2010年)、山本敬三『民法講義Ⅰ総則[第3版]』134頁以下(有斐閣、2011年)、佐久間毅『民法の基礎Ⅰ総則[第3版]』67頁以下(有斐閣、2008年)、潮見佳男『民法総則講義』90頁以下(有斐閣、2005年)、河上正二『民法総則講義』249頁以下(日本評論社、2007年)、佐久間毅=石田剛=山下純司=原田昌和『民法Ⅰ総則』124頁以下〔山下純司〕(有斐閣、2010年)等。

²⁷⁾ 磯村・前掲注26) 31頁、内田・前掲注26) 270頁、四宮=能見・前掲注26) 186頁、山本・前掲注26) 135頁、佐久間・前掲注26) 70頁、潮見・前掲注26) 90頁、河上・前掲注26) 250-251頁、佐久間=石田ほか・前掲注26) 125頁〔山下〕等。

²⁸⁾ 内田・前掲注26) 272-273頁、四宮=能見・前掲注26) 186頁等。ただし、四宮=能見・前掲注26) 187頁は、「客観的解釈から出発しても例外を認めることになる。」としている。

²⁹⁾ 磯村・前掲注26) 32頁、山本・前掲注26) 136頁、佐久間・前掲注26) 71頁、河上・前掲注26) 251-252頁等。

の解釈ではなく、法の適用ではないかとの疑問が呈され³¹⁾、契約の解釈による補充と法の適用による補充を区別し、「補充的解釈」においては、当事者の意思にできるだけ即した補充がなされるべきであると主張する見解がある³²⁾³³⁾。

「修正的解釈」とは、当事者の合意内容が不適切と判断される場合にこれを修正する作業である。この「修正的解釈」に対しては、「当事者の現実の意思は契約文言に対応しており、その意思どおりの効力を認めることが相当でないという裁判所の価値判断が、法律行為の解釈の名の下になされるものであると指摘されている³⁴⁾。また、「修正的解釈」としてなされている作業は、その他の法律行為の解釈とされる作業とは論理的に区別されるべきとの主張もなされている³⁵⁾。

30) 磯村・前掲注26) 33頁, 内田・前掲注26) 273頁, 河上・前掲注26) 255頁等。なお, 石田・前掲注26) 法協93巻1号14頁は, 基準として, 慣習, 解釈規定, 任意規定, 任意規定的判例, 条理を挙げている。

31) 山本敬三「補充的契約解釈——契約解釈と法の適用に関する一考察(1)」論叢119巻2号3頁(1986年)。

32) 山本敬三「補充的契約解釈——契約解釈と法の適用に関する一考察(4)」論叢120巻2号44頁(1986年), 山本・前掲注9) 39頁, 四宮=能見・前掲注26) 188-189頁。

33) 山本・前掲注26) 137頁以下では、「補充的解釈」ではなく「契約の補充」が觀念され, その中で, 任意法規と慣習を重要な補充の基準とする「一般的補充——法による補充」と、「個別的補充——補充的契約解釈」が区別されている。佐久間・前掲注26) 72頁以下においても、「契約の補充」として「法規範による補充」と「契約の趣旨にそくした補充」が区別され, 後者の補充が「補充的契約解釈」と称されており, 潮見・前掲注26) 97頁以下でも、「契約の補充」として「個別的補充——補充的契約解釈」と「契約の一般的補充」が区別されており, 後者には任意規定の適用, 慣習による補充及び信義則による補充が挙げられている。

34) 磯村・前掲注26) 33頁。

35) 四宮=能見・前掲注26) 192頁, 山本・前掲注26) 144頁, 河上・前掲注26) 250-251頁, 佐久間=石田ほか・前掲注26) 128頁〔山下〕等。

Ⅲ 法制審議会の議論内容

1 基本方針の提案

以上の学説の展開を前提に、民法（債権法）改正検討委員会が民法（債権法）の抜本改正のための準備作業として「債権法改正の基本方針」（以下、「基本方針」という）を作成した。法制審議会においては、この基本方針を叩き台に、契約の解釈に関する準則の明文化についての議論が繰り返された。そこで、法制審議会での議論を跡付ける前に、基本方針の提案内容を確認しておく。基本方針は、契約の解釈に関して、次の指針を提案している³⁶⁾。

【3.1.1.D】（契約の解釈に関する準則の明文化）

- <1> 法律行為ないし意思表示一般についてではなく、契約の解釈について基本的な解釈準則を定める。
- <2> 契約の解釈に関する個別の解釈準則は、不明確準則に関するものを除き、明文化しない。

<1>のような提案がなされた理由は、以下のとおりである³⁷⁾。まず、比較的にみれば、現行民法のように、法律行為ないし契約の解釈についてまったく規定がないのは異例である。そして、法律行為ないし契約に関する紛争を実際に解決しようとする、その法律行為ないし契約をどのように解釈するかということが不可避的に問題となる。以上のことから、法律行為ないし契約の解釈準則を定める必要がある。ただし、契約と単独行為ではその前提が異なっており、そして、単独行為でも前提となる制度ごとに解釈準則

³⁶⁾ 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ——契約および債権一般(1)』147頁以下（商事法務，2009年，以下、『基本方針Ⅱ』として引用する）参照。

³⁷⁾ 前掲注36)『基本方針Ⅱ』148-149頁。

が違ってくる可能性がある。そのため、法律行為ないし意思表示一般について、解釈準則を定めることは難しい。そこで、実際上もっともよく問題となるうえに、当事者双方が意思表示を通じて自らの法律関係を形成するという構造的特質がある契約に限定して、基本的な解釈準則を定めることにする³⁸⁾。

そして、基本方針は、【3.1.1.D】<1>の提案を具体化する解釈準則として、「本来的解釈」、「規範的解釈」、「補充的解釈」の3つに関する提案を行っている³⁹⁾⁴⁰⁾。

【3.1.1.40】（本来的解釈）

契約は、当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。

【3.1.1.41】（規範的解釈）

契約は、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情のもとにおいて合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈されなければならない。

【3.1.1.42】（補充的解釈）

【3.1.1.40】 および **【3.1.1.41】** により、契約の内容を確定できない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときは、それに従って解釈されなければならない。

³⁸⁾ なお、日本では、これまで、個別の解釈準則はあまり重視されておらず、その内容についても共通の理解が確立しているとはいいがたいことから、<2>のような提案がなされている（前掲注36）『基本方針Ⅱ』149頁）。

³⁹⁾ 基本方針は、「修正的解釈」に関する提案を行っておらず、これを契約の解釈の一種型として認めるか否かについて、態度を明らかにしていない。

⁴⁰⁾ 基本方針は、契約の解釈に関する個別の解釈準則として、**【3.1.1.43】**（条項使用者不利の原則）を提案している。これは、約款及び消費者契約に関する準則、すなわち、契約の解釈の一般原則に対する特別の準則である。本稿では、個別の解釈準則については考察の対象外とし、一般原則のみを考察対象とする。

【3.1.1.40】（本来的解释）は、狭義の解釈のうち、当事者が意思表示に付与した主観的意味が一致している場合に関する準則である。基本方針の内容は、契約は当事者が自らの法律関係を形成するために行うものである以上、意思表示に付与された主観的意味が一致しているのであれば、それを基準とすることが契約制度の趣旨に合致すると考えられることと、他の立法例等においてもこのような原則が採用されていることに基づいている⁴¹⁾。

【3.1.1.41】（規範的解释）は、狭義の解釈のうち、当事者が意思表示に付与した主観的意味が一致していない場合に関する準則である。基本方針は、伝統的通説を出発点としつつ、契約は当事者が自らの法律関係を形成するために行うものである以上、当事者がどのように理解し、また理解すべきだったかという基準を立てることが契約制度の趣旨に合致すると考え、当事者に視座を据えた基準を定めている⁴²⁾。

【3.1.1.42】（補充的解释）は、狭義の解釈である本来的解释及び規範的解释によっても契約の内容を確定することができない事項が残る場合に関する準則である。基本方針の提案は、補充の基準とされる任意法規や慣習は、典型的な場合を想定したものであり、常に実際の契約に適合するわけではなく、当事者が実際にした契約の趣旨や締結の際の事情等から、当事者が知っていれば合意したと考えられることが確定できるときには、それを尊重すべきであるとの考えに基づいてなされている⁴³⁾。

以上の基本方針の提案を受け、契約の解釈に関する準則の明文化の要否、本来的解释、規範的解释及び補充的解释に対して、法制審議会の第1ステージないし第3ステージではどのような意見が出されたのか。次に、この点を確認することにする。

41) 前掲注36)『基本方針Ⅱ』150頁。

42) 前掲注36)『基本方針Ⅱ』151頁。

43) 前掲注36)『基本方針Ⅱ』154-155頁。

2 明文化の要否

(1) 第1ステージ

ア 肯定的意見

契約の解釈が、契約に関する紛争を解決する際、重要な作業であるとの共通認識があることを前提として、この重要性を理由に、契約の解釈はどのような考えに基づいてなされる作業であるのかを民法に規定することは望ましい旨の意見が出されている⁴⁴⁾。加えて、今回の改正が合意を重視していることを踏まえて、契約の解釈についての基本的な指針を民法上明らかにしておく必要がある旨の意見もある⁴⁵⁾。また、消費生活センターとしては契約の解釈に関する基本原則を明文化してもらいたいのではないかと思われる意見が述べられている⁴⁶⁾。

第1ステージ後に公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」⁴⁷⁾（以下、「中間論点整理」という）に対するパブリックコメントにおいても、契約の解釈に関する基本原則を明文化することに賛成する意見が、少数ながら寄せられている⁴⁸⁾。

イ 否定的意見

否定的意見は、大別すると、以下の3つの理由に基づいて述べられている（中間論点整理に対するパブリックコメントにおける否定的意見も、以下の

⁴⁴⁾ 法制審議会民法（債権関係）部会第19回会議議事録（2010年11月30日）（<http://www.moj.go.jp/content/000061435.pdf>、以下、「第19回会議議事録」として引用する）49-50頁〔沖野眞巳幹事〕。潮見佳男幹事が、沖野幹事の意見に賛成している（「第19回会議議事録」55頁）。

⁴⁵⁾ 前掲注44)「第19回会議議事録」53頁〔松本恒雄委員〕。鹿野菜穂子幹事が、松本委員の意見に同調している（同「第19回会議議事録」55頁）。

⁴⁶⁾ 法制審議会民法（債権関係）部会第24回会議議事録（2011年2月22日）（<http://www.moj.go.jp/content/000072447.pdf>、以下、「第24回会議議事録」として引用する）40頁〔岡田ヒロミ委員〕。

⁴⁷⁾ 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（平成23年6月3日補訂）（<http://www.moj.go.jp/content/000074989.pdf>）。

3つのいずれかを根拠とするものが多い⁴⁹⁾。

第1の否定的意見は、提案されている準則の性質を根拠としており、基本方針の提案する準則が、抽象的・一般的なものであり、しかも裁判官を拘束しないものであるならば、契約の解釈に関する基本原則をあえて明文化する必要性はないとする⁵⁰⁾。

第2に、契約の解釈と事実認定を明確に区別することはできないことを理由に、契約の解釈に関する基本原則の明文化に反対する意見がある⁵¹⁾。

第3の否定的意見は、契約の解釈に関する基本原則の明文化は、裁判官による事案の特質に照らした柔軟な契約の解釈を困難にするというものである⁵²⁾。なお、この否定的意見においては、契約の解釈に関する基本原則の明文化は、適切とはいえない契約の解釈を当事者に押し付けうるとの危惧も述べられている⁵³⁾。

以上のほかに、明文化される基本原則の内容次第では、錯誤等との関係で問題が生じるとの指摘もなされている⁵⁴⁾。

48) 例えば、札幌弁護士会は「明文化には賛成する。」、東京弁護士会は「基本的には賛成する。」、兵庫県弁護士会は「契約の解釈に関する規定を設けることは望ましいことであるが、通念となって定着している契約解釈の原則を明記するにとどめるべきであって、先走った立法にすべきではない。」、日本司法書士会連合会は「契約の解釈の原則を明文化する方向で検討すべきである。総則の意思表示の規定のみでは限界があるため、契約の章に契約の解釈の原則を明文化することは有益であると考える。」との意見を提出している（民法（債権関係）部会資料33-7『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』に対して寄せられた意見の概要（各論6）」（<http://www.moj.go.jp/content/000094766.pdf>、以下、「部会資料33-7」として引用する）512-513頁）。

49) 詳細については、前掲注48)「部会資料33-7」512-518頁参照。

50) 前掲注44)「第19回会議議事録」53頁〔岡正晶委員〕、同頁〔佐成実委員〕。

51) 前掲注44)「第19回会議議事録」53頁〔岡委員〕、56頁〔村上正敏委員〕。

52) 前掲注44)「第19回会議議事録」52頁〔村上委員〕。

53) 前掲注44)「第19回会議議事録」52頁〔村上委員〕。

54) 前掲注44)「第19回会議議事録」52頁〔村上委員〕。

(2) 第2ステージ

ア 肯定的意見

契約の解釈に関して提案されている各基本原則の内容を前提に、明文化の有用性について、以下の趣旨の意見が述べられている。各基本原則は、弁護士が日頃の業務で行なっている作業をあらわしていると理解でき、弁護士が業務を遂行する際の指針となる⁵⁵⁾。また、消費生活センターにおいても契約の解釈を行なっているため、各基本原則が明文化されることは相談員の業務に役立つ⁵⁶⁾。

以上のほかに、契約の解釈のルールについて、基本的な方向性の合致ができるのであれば、基本的に積極的に明文化を進めていくべきであるとの意見も出されている⁵⁷⁾。

イ 否定的意見

提案されている各基本原則の内容が、客観的な解釈を重視する実務の考え方、あるいは契約書の文言を重視する実務の考え方と異なっていることを理由に、明文化に反対する意見がある⁵⁸⁾。

また、提案されている各基本原則が、錯誤、虚偽表示などに関する従来の裁判実務に修正を加えるのではないかとの不安感から、明文化を否定する意見も出されている⁵⁹⁾。

⁵⁵⁾ 法制審議会民法（債権関係）部会第60回会議議事録（2012年10月23日）（<http://www.moj.go.jp/content/000109164.pdf>、以下、「第60回会議議事録」として引用する）41頁〔高須順一幹事〕、49頁〔中井康之委員〕。

⁵⁶⁾ 法制審議会民法（債権関係）部会第69回会議議事録（2013年2月12日）（<http://www.moj.go.jp/content/000113569.pdf>、以下、「第69回会議議事録」として引用する）29頁〔岡田委員〕

⁵⁷⁾ 前掲注56)「第69回会議議事録」27頁〔潮見幹事〕。

⁵⁸⁾ 前者の考え方を理由とする意見として、前掲注55)「第60回会議議事録」39-40頁〔佐成委員〕、51頁〔岡崎克彦幹事〕。後者の考え方を理由とする意見として、同「第60回会議議事録」55-56頁〔三上徹委員〕。

⁵⁹⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」51-52頁〔岡崎幹事〕。

さらに、第2ステージ後に公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」⁶⁰⁾（以下、「中間試案」という）に対するパブリックコメントにおいて、契約の解釈が事実認定の問題と関連していることを理由に明文化に疑問を呈する意見⁶¹⁾、誰に対する解釈準則であるのかが不明であり、仮に裁判所に対する解釈準則であるとするならば、それは裁判所にとって自明の理であることから、明文化する必要はないとの意見⁶²⁾などが寄せられている。

(3) 第3ステージ

ア 肯定的意見

「契約の趣旨」を尊重する今回の民法改正の方向性との関係で、契約の趣旨を確定するために、契約の解釈についての基本的枠組みが定められていることは不可欠である旨の意見が述べられている⁶³⁾。

また、今回の改正においては、裁判規範を書き切ることだけが目的ではなく、専門家でない者に、契約とはどういうものであり、どのようにして契約にしたがって法律関係を確定していくのかを示すことも重要な目的であることが指摘されている⁶⁴⁾。そして、消費生活センターの業務のためにも明文化が望まれている⁶⁵⁾。

⁶⁰⁾ 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成25年4月8日補訂）（<http://www.moj.go.jp/content/000109604.pdf>、以下、「中間試案」として引用する）。

⁶¹⁾ 民法（債権関係）部会資料71-5「『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要（各論4）」（<http://www.moj.go.jp/content/000119458.pdf>、以下、「部会資料71-5」として引用する）41頁。

⁶²⁾ 前掲注61)「部会資料71-5」41頁。

⁶³⁾ 法制審議会民法（債権関係）部会第85回会議事録（2014年3月4日）（<http://www.moj.go.jp/content/000125618.pdf>、以下、「第85回会議事録」として引用する）4頁〔山本幹事〕、同頁〔高須幹事〕。

⁶⁴⁾ 前掲注63)「第85回会議事録」9頁〔沖野幹事〕。

⁶⁵⁾ 前掲注63)「第85回会議事録」5頁〔岡田委員〕。

イ 否定的意見

次のような理由から、契約の解釈に関する基本原則を明文化することに否定的な意見が出されている。すなわち、契約の解釈に関する基本原則の明文化は、契約の解釈の名の下で事案に応じた妥当な解決を導いている裁判実務のあり方に影響を及ぼし、裁判官による解釈に関する様々な活動の機能を阻害する⁶⁶⁾。

3 本来的解釈

(1) 第1ステージ

ア 肯定的意見

契約が当事者の合意を基礎にしていること、あるいは当事者が自らの法律関係を形成するために契約はなされることを理由に、当事者の意思が一致していれば、その共通の意思を基準とすべきである、という趣旨の意見が述べられている⁶⁷⁾。

また、契約は当事者の共通の意思にしたがって解釈されなければならないことを条文中明示すべき根拠として、かつては客観的解釈がかなり強調された時代があったこと⁶⁸⁾、契約書に書かれていることと当事者が合意したことが違う場合に、裁判所は契約書の表示を非常に尊重する傾向にあること⁶⁹⁾が挙げられている。

イ 否定的意見

契約の解釈に関する基本原則の明文化に反対する意見は、本来的解釈に関する準則を定めることにも否定的である。もっとも、前記の明文化を否定す

⁶⁶⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」7頁〔永野厚郎委員〕, 10頁〔岡崎幹事〕。

⁶⁷⁾ 前者を理由とする意見として、前掲注44)「第19回会議議事録」50頁〔沖野幹事〕(潮見幹事が、この意見に賛成している(同「第19回会議議事録」55頁))。後者を理由とする意見として、同「第19回会議議事録」52頁〔山本幹事〕。

⁶⁸⁾ 前掲注44)「第19回会議議事録」54頁〔鹿野幹事〕。

⁶⁹⁾ 前掲注44)「第19回会議議事録」55頁〔中井委員〕。

る理由のほかに、契約は当事者の共通の意思にしたがって解釈されなければならないという原則の内容に対する具体的な否定的意見は述べられていない⁷⁰⁾。

(2) 第2ステージ

ア 肯定的意見

本来の解釈に関する「契約は、当事者の共通の意思に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるものとしてはどうか。」⁷¹⁾との提案は、契約制度の本来の趣旨から出てくることであって、これを否定することはできないとの意見が出されている⁷²⁾。また、契約書の客観的意味が軽視されるわけではなく、契約書に書かれている客観的意味と当事者の共通の意思が食い違うときに、当事者が予想していなかったような客観的意味が契約内容とされてしまうことはないということがわかるようになる、との意見が述べられている⁷³⁾。なお、消費生活センターでは提案されている本来の解釈にあたる作業が普遍的なされているとの説明がある⁷⁴⁾。

⁷⁰⁾ なお、契約の解釈に関する基本原則を明文化することに対して、中間論点整理に対するパブリックコメントにおいて否定的意見を述べる団体等であっても、本来の解釈の準則内容自体に反対するものは多くない。詳細については、前掲注48)「部会資料33-7」518-524頁参照。そのような中、第二東京弁護士会が、慎重な姿勢をあらわしており、「伝統的な通説は、法律行為の解釈とは、表示行為の有する客観的意味を明らかにすることであると考えており、このような考えをまったく否定してしまってよいか、特に契約の有する社会性を捨象してよいか、判例等も分析の上、さらに検討すべきではないか。また、かえって契約書の表示の不明瞭化を帰結しないかといった懸念もありえることから、かかる解釈規定の要否、内容については慎重に検討されるべきではないかと思われる。」との意見を提出している(前掲注48)「部会資料33-7」523頁)。

⁷¹⁾ 民法(債権関係)部会資料49「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(21)」(<http://www.moj.go.jp/content/000103650.pdf>, 以下、「部会資料49」として引用する)1頁。

⁷²⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」44頁〔山本幹事〕。

⁷³⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」47-48頁〔大村敦志幹事〕。

⁷⁴⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」48頁〔岡田委員〕。

イ 否定的意見

前記の明文化を否定する意見のほかに、取引実務では、紛争が生じた場合、当事者に共通の意思があるのか、その共通の意思が当初からあったかを詮索するよりも、当事者間で明示的な合意をすることにより紛争を解決するというを根拠に、本来的解釈に関する規定の必要性に疑問が呈されている⁷⁵⁾。また、本来的解釈に関する準則は第三者に不測の損害を生じさせることになるのではないかととの疑問が述べられている⁷⁶⁾。中間試案⁷⁷⁾に対するパブリックコメントにおいても、契約当事者の内心を重視しすぎており、契約外の第三者との関係で、取引の安全が害されるとの意見が寄せられている⁷⁸⁾。

(3) 第3ステージ

ア 肯定的意見

学説との関係で、客観的な解釈を重視する立場においても、当事者が共通の理解をしていたことが確定できる場合にまで客観的解釈をすべきという意見は主張されていないことから、提案内容は容認できるのではないかととの意見が出されている⁷⁹⁾。そして、裁判実務で実際になされていることを抽出すれば、提案内容のようになるとの見解も述べられている⁸⁰⁾。

また、本来的解釈に関する準則を定める実践的な意味として、当事者の理解は一致していたのに、後になって当事者の一方が契約書に書かれた文言を手掛かりに一致していた理解と異なる主張をするのを封じることが指摘され

⁷⁵⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」40頁〔佐成委員〕。

⁷⁶⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」51-52頁〔岡崎幹事〕。

⁷⁷⁾ 中間試案では、本来的解釈に関して、「契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、契約は、その理解に従って解釈しなければならないものとする。」との提案がなされている（前掲注60)「中間試案」51頁）。

⁷⁸⁾ 前掲注61)「部会資料71-5」42頁。

⁷⁹⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」2頁〔山本幹事〕。

⁸⁰⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」9頁〔沖野幹事〕。

ている⁸¹⁾。

イ 否定的意見

一方で、提案されている本来的解釈の内容は当たり前の事実認定のルールであることを理由に、明文化に否定する意見が述べられている⁸²⁾。

他方で、本来的解釈に関する規定を設けることにより、契約時にどのような意思を当事者は有していたかが紛争解決の決め手となり、紛争予防のために契約書を作成している意味が減殺されかねないことへの懸念が示されている⁸³⁾。

また、事実認定の方法に関連して、当事者間で共通の理解が何であったかが争われた場合、裁判所は、経験則に照らし、すなわち、一般人を基準として、当事者間のやり取りがどのように理解されるかを探求することになる、との意見も述べられている⁸⁴⁾。

4 規範的解釈

(1) 第1ステージ

ア 肯定的意見

契約制度の趣旨から、次の意見が出されている。すなわち、契約は当事者が自らの法律関係を形成するためになされることから、当事者の意思が一致していない場合でも、表示の一般的な意味ではなくて、当該契約の当事者が意味をどのように理解し、また理解すべきであったかを基準とすべきである⁸⁵⁾。

⁸¹⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」2頁〔山本幹事〕。

⁸²⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」16頁〔岡委員〕。

⁸³⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」5-6頁〔永野委員〕。

⁸⁴⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」11頁〔岡崎幹事〕。

⁸⁵⁾ 前掲注44)「第19回会議議事録」52頁〔山本幹事〕。

イ 否定的意見

否定的意見は、当該契約の「当事者」を主体として、同人が合理的に考えたならば理解したであろう意味を基準とすることに疑問を呈している⁸⁶⁾。この意見は、当該契約の「当事者」ではなく、通常人・平均人、あるいは当該当事者と同等で合理的な人を主体にすべきであると考えている（中間論点整理に対するパブリックコメントにおいても、同主旨の意見が述べられている⁸⁷⁾）。

(2) 第2ステージ

ア 肯定的意見

「当該契約の当事者」を基準に意味を確定すること⁸⁸⁾に対する後掲の否定的意見を受けて、次のような説明がなされている。すなわち、提案内容は、当該当事者の主観をそのまま基準として採用するのではなく、当該当事者から見て合理的にどう解釈すべきだったのかということを経験としてしているため、当該当事者と同種の合理人を基準とする場合と、解釈の結果はかなり共通している⁸⁹⁾。なお、消費生活センターでは提案されている規範的解釈にあたる作業が普段なされていると述べられている⁹⁰⁾。

⁸⁶⁾ 前掲注44)「第19回会議議事録」53頁〔岡委員〕、55頁〔中井委員〕。

⁸⁷⁾ 例えば、東京弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」518頁）、大阪弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」519頁）、日本弁護士連合会（前掲注48）「部会資料33-7」521頁）、第一東京弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」522頁）、第二東京弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」523頁）から同主旨の意見が寄せられている。

⁸⁸⁾ 第2ステージでは、規範的解釈に関して、「契約は、当事者の共通の意思がないときは、当該契約に関する一切の事情を考慮して、その事情の下において当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるものとしてはどうか。」との提案がなされている（前掲注71）「部会資料49」1頁）。

⁸⁹⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」50頁〔山本幹事〕。

⁹⁰⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」48頁〔岡田委員〕。

イ 否定的意見

規範的解釈において基準とされる「当該契約の当事者」は、ヨーロッパ契約法原則第5：101条第3項⁹¹⁾の「両当事者と同種の合理的な者」あるいは当事者と同じレベルの者と同じであるのか違うのかという疑問が出されている⁹²⁾。そして、中間試案⁹³⁾に対するパブリックコメントには、合理的な人を基準とすべきであるとの意見が寄せられている⁹⁴⁾。

(3) 第3ステージ

ア 肯定的意見

伝統的通説においても、表示の客観的・一般的な意味をそのまま解釈の基準としてきたのではなく、当事者が表示手段を用いた際の事件の事情を考慮する必要があることが強調されていたことが指摘されている⁹⁵⁾。そのうえで、規範的解釈に関する準則は、コンテキストの中で当該表示手段がどのような意味をもつかが問題とされなければならない、しかも、その際、当該契約

⁹¹⁾ ヨーロッパ契約法原則第5：101条 解釈の一般的準則

- (1) 契約は、文言の字義と異なるときであっても、両当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 当事者の一方が契約に特別の意味を与える意思を有していたこと、および、相手方が契約締結時にその意思を知らずにいることなどありえなかったことが証明されたときは、契約は、その当事者の意思に従って解釈されなければならない。
- (3) 第1項または第2項によって意思を証明することができないときは、契約は、両当事者と同種の合理的な者であれば同じ状況の下で与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

条文の訳は、法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料【別冊 NBL146号】】129頁（商事法務、2014年）に依拠している。

⁹²⁾ 前掲注55)「第60回会議議事録」49頁〔中井委員〕。

⁹³⁾ 中間試案では、規範的解釈に関して、「契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでないときは、契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないものとする。」との提案がなされている（前掲注60)「中間試案」51頁）。

⁹⁴⁾ 前掲注61)「部会資料71-5」43-44頁。

⁹⁵⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」2頁〔山本幹事〕。

を離れた抽象的な合理人ではなく、当該契約をした当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味が基準になることを確認している点で、実践的に大きな意味があるとされている⁹⁶⁾。

また、契約合意の事実認定の際の明示又は黙示の合意の認定方法は、規範的解釈に関する提案内容にしたがっている感じがすること、そして、実務家としては、契約合意の認定方法の一般的なルールとして提案内容は非常に理解しやすいと考えている旨の意見が述べられている⁹⁷⁾。

イ 否定的意見

本来的解釈が問題となる場合と規範的解釈が問題となる場合の関係性がわかりにくいといった指摘がなされている⁹⁸⁾。そのうえで、規範的解釈が、典型的な一般人を基準とするのではなく、当該契約の当事者を基準としていることに対する違和感が述べられている⁹⁹⁾。

5 補充的解釈

(1) 第1ステージ

ア 肯定的意見

当事者の合意である契約は当事者が自らの法律関係を形成するためになされるものであることを理由に、狭義の解釈によっても契約の内容を確定できない事項が残る場合は、当該契約の当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容にしたがって、契約は解釈されなければならない旨の意見が出されている¹⁰⁰⁾。

⁹⁶⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」2-3頁〔山本幹事〕(山野目章夫幹事が、山本幹事の意見に共感を覚えている(「第85回会議議事録」7頁))。

⁹⁷⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」17頁〔岡委員〕。

⁹⁸⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」6頁〔永野委員〕, 11頁〔岡崎幹事〕。

⁹⁹⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」6頁〔永野委員〕, 11頁〔岡崎幹事〕。

¹⁰⁰⁾ 前掲注44)「第19回会議議事録」50頁〔沖野幹事〕, 52頁〔山本幹事〕(潮見幹事が、沖野幹事の意見に賛成している(「第19回会議議事録」55頁))。

狭義の解釈によっても契約内容が確定できない事項に関しては、任意法規や慣習により補充することが考えられる。これに対し、肯定的意見が補充内容を当該契約の当事者を基準に判断すべきとするのは、任意法規も慣習も典型的な場面を想定したものであって、これらによる補充が、常に個々具体的な実際の契約に適合するわけではなく、必ずしも契約制度の趣旨にかなっているとはいえないとの考えによる¹⁰¹⁾¹⁰²⁾。

イ 否定的意見

契約の解釈に関する基本原則の明文化に反対する意見は、補充的解釈に関する準則を定めることにも否定的である。もっとも、前記の明文化を否定する理由のほかに、補充的解釈に対する具体的な否定的意見は述べられていない。ただし、中間論点整理に対するパブリックコメントにおいては、「契約は、対立当事者が利益調整を図って合意に達するもので、当事者が合意していない事項について当事者の合意を推測して確定することはできない¹⁰³⁾」との意見、「補充を要する場合は任意規定や条理などによる法適用の場面の問題という側面もあり、当事者が合意したと考えられる内容に従った解釈と法適用との関係を適切に整理するのは困難である¹⁰⁴⁾」との意見、裁判所が「当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容」を確定できるのか、補充される内容によっては当事者の予測可能性を害する事態が起こりうるのではないかという疑問¹⁰⁵⁾が出されている。

101) 前掲注44)「第19回会議議事録」52頁〔山本幹事〕。

102) 中間論点整理に対するパブリックコメントにおいて、愛知県弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」518頁）、東京弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」518頁）が、補充的解釈の内容に賛成している。

103) 日本弁護士連合会（前掲注48）「部会資料33-7」522頁）。

104) 第一東京弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」522頁）。

105) 第二東京弁護士会（前掲注48）「部会資料33-7」524頁）。

(2) 第2ステージ

ア 肯定的意見

契約は当事者の合意であるため、補充をするにあたっては、当事者はどのような趣旨であったのかを基準とすべきであって、提案内容¹⁰⁶⁾の主眼は、任意規定や慣習といった類型的な基準によるわけではないということを明らかにする点にあるとの意見が出されている¹⁰⁷⁾。

また、契約制度の趣旨から、合意がない部分について、当該契約の趣旨からその部分を埋めることができるのであれば、そのようにすべきであり、典型的な場面を想定している任意規定や慣習による補充をすべきではないという内容の意見が述べられている¹⁰⁸⁾。そして、提案されている補充的解釈にあたる作業は、現実にはしばしばなされているとの説明がなされている¹⁰⁹⁾。

ちなみに、消費生活センターの業務のためにも補充的解釈に関する規定を設けることが望まれている¹¹⁰⁾。

イ 否定的意見

補充的解釈に関する規定を設けることにどのような有用性があるのか、そして、仮定的意思を事後的に斟酌することに問題はないのかを検討する必要があるとして、補充的解釈に関する準則を定めることに疑問が示されている¹¹¹⁾。

また、中間試案¹¹²⁾に対するパブリックコメントでは、当事者の意思に基

¹⁰⁶⁾ 第2ステージでは、補充的解釈に関して、本来的解釈及び規範的解釈に関する準則「によって契約内容を確定することができない場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。」との提案がなされている（前掲注71）「部会資料49」1頁）。

¹⁰⁷⁾ 前掲注55）「第60回会議議事録」46-47頁〔沖野幹事〕。

¹⁰⁸⁾ 前掲注55）「第60回会議議事録」44頁〔山本幹事〕。

¹⁰⁹⁾ 前掲注55）「第60回会議議事録」44頁〔山本幹事〕。

¹¹⁰⁾ 前掲注55）「第60回会議議事録」48頁〔岡田委員〕。

¹¹¹⁾ 前掲注55）「第60回会議議事録」42頁〔山野目幹事〕。

づかない内容を確定するものであって、契約の拘束力の根拠は当事者の意思にあることに反しているとの意見、任意規定や慣習を基準にすべきであるとの意見、契約解釈の問題ではないとの意見が述べられている¹¹³⁾。

(3) 第3ステージ

ア 肯定的意見

補充的解釈に関する提案は、存在しない意思を擬制するものではなく、本来的解釈・規範的解釈によっても確定することができない事項が残ることを当事者が知っていれば合意したと認められる内容を確定することができる場合には、契約はその内容にしたがって解釈されなければならないという指針を示すものであって、契約に関する実務で通常行われている作業であるとの説明がなされている¹¹⁴⁾。

また、提案内容自体について賛成しているかは不明であるが、本来的解釈・規範的解釈が問題となる場面とは異なり、当事者間に合意がない場合を規律するために、補充的解釈に関する準則を定めておくことには意味があるとの意見も出されている¹¹⁵⁾。

イ 否定的意見

補充的解釈の基準として、仮定的当事者意思を採用することに対するコンセンサスはあるのかという疑問が述べられるとともに、実務的には、補充的解釈が問題となるような場合には、一般人を基準にした経験則等を使って黙示の合意を認定できる場合がほとんどであるとの説明がなされている¹¹⁶⁾。

¹¹²⁾ 中間試案では、補充的解釈に関して、本来的解釈及び規範的解釈「によって確定することができない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならないものとする。」との提案がなされている（前掲注60）「中間試案」51頁。

¹¹³⁾ 前掲注61）「部会資料71-5」44頁。

¹¹⁴⁾ 前掲注63）「第85回会議議事録」3頁〔山本幹事〕。

¹¹⁵⁾ 前掲注63）「第85回会議議事録」10頁〔深山雅也幹事〕。

また、多くの弁護士は、補充的解釈にあたる作業を、信義則の適用あるいは法の適用ではないかと思っている旨の説明がある¹¹⁷⁾。

IV 検討

1 本来的解釈

Ⅲから明らかなように、意見は終始対立し、法制審議会内でのコンセンサス形成が困難であったことから、当事者が契約の内容について共通の理解をしていた場合を扱う本来的解釈をはじめとする契約の解釈に関する準則を規定することは見送られた。本来的解釈に関する規定が設けられなかったことにより、実務においては、契約の内容に関して当事者に共通の理解がある場合であっても、契約は表示の客観的意味にしたがって解釈されることになるのであろうか。

山本敬三幹事から第84回会議に提出された意見書には、契約の解釈の手順が次のように整理されている。「①当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味の確定／②当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解した認められる意味が①と異なるときには、それにしたがって解釈する／③当事者の共通の理解が②と異なるときには、その共通の理解にしたがって解釈する／④以上によって確定することができない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができるときは、それにしたがって解釈する」¹¹⁸⁾。また、能見善久委員は、第85回会議において、「皆さんご意見もほぼ共通していると思いますけれども、契約書があれば原則としてその契約書の内容、その客観的な意味で理解されると、そういうルールが第一にあって、その言わば例外として、客観的な意味ではなくて当事者が共通に主観

116) 前掲注63)「第85回会議議事録」6-7頁〔永野委員〕。

117) 前掲注63)「第85回会議議事録」17頁〔岡委員〕。

118) 山本敬三「民法（債権関係）部会資料75B 第2『契約の解釈』に関する意見書」（平成26年4月15日補訂）(<http://www.moj.go.jp/content/000121264.pdf>) 3頁。

的に理解していたものがあるならば、その意味で契約を理解しようというのが29の1〔本来的解釈に関する準則〕に出てくるということではないでしょうか。その関係を明確にしておけばいいのではないかと思います。』¹¹⁹⁾と述べている。

他の委員及び幹事が山本幹事や能見委員が考えるような手順にしたがって契約の解釈はなされると理解しているかは定かでない。しかし、少なくとも、肯定的意見を述べる者と否定的意見を述べる者との間で、契約の解釈の方法及び結果について、見解の大きな対立があったとはいえないように思われる。肯定派からは、契約書の客観的意味を軽視しているわけではない旨が説明されている。このことから、肯定派は、契約書の客観的意味を当事者の共通の理解を認定するための重要な事実と認めている、すなわち、当事者の共通の理解を認定するにあたって、契約書があれば、当事者は、通常、契約書の文言の客観的意味で契約の内容を理解しているという経験則を認めていると考えられる¹²⁰⁾。他方、否定派が拠っている伝統的通説においても、両当事者が通常と異なる意味を明示又は黙示の特約によって表示行為に付与する場合、あるいは両当事者間に通常と異なる意味を表示行為に付与する慣行が認められる場合には、契約内容はその特別の意味によって解釈される。

以上のように、契約の解釈の方法及び結果に対する考え方が衝突していたとはいえないにもかかわらず、本来的解釈に関する準則についてコンセンサスを形成することができなかつた要因は何かを考えると、それは、同準則が機能する場面について、肯定派と否定派とが異なる状況を想定していたことではないだろうか¹²¹⁾。すなわち、肯定派は、表示に対する当事者の共通の理解が明らかであることを前提に、契約の内容は主観的に解釈されなけ

¹¹⁹⁾ 前掲注63)「第85回会議議事録」13頁(角括弧内は、引用者による補充)。

¹²⁰⁾ 当事者の共通の理解の有無及び内容を認定するにあたって、契約書などの表示が重要な証拠となり、当事者は契約書の文言などを一般的な意味で理解して作成するのが通常であるとの指摘として、民法(債権関係)部会資料75B「民法(債権関係)の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(11)」(<http://www.moj.go.jp/content/000121260.pdf>) 6頁。

ればならないと説いていたのに対して、否定派は、表示に対する当事者の共通の理解が何であるのかが争われている場面を想定し、契約の内容は客観的に解釈されるべきだと主張していたとみられる。

契約書のある条項に対する当事者の共通の理解が明らかであるとき、「意思自律の原則」及び「契約自由の原則」によれば、契約の内容はその共通の理解にしたがって解釈されなければならないと考えられる¹²²⁾。否定的意見を述べる者は、このような考え方も否定し、契約書のある条項に対する当事者の共通の理解が明らかであっても、契約は客観的に解釈され、契約当事者は自らの意思とは異なる契約内容に拘束されなければならないと主張しているわけではないであろう。このような主張内容までが含意されているのであれば、自らの意思とは異なる契約内容に当事者が拘束される根拠が説明されなければならないが、否定派により、これがなされているとはいえない。契約当事者の意思が契約の拘束力の源泉であることを考慮すると、今回の民法改正において本来の解釈に関する規定が設けられなかったことは、契約の内容に関して当事者に共通の理解がある場合であっても、契約内容は客観的意味にしたがって解釈されるという帰結を意味することにはならないと考えられる。

2 規範的解釈

規範的解釈に関する準則に対してコンセンサスが得られなかったのは、誰の理解する表示の意味によって契約内容は解釈されるべきかという点に関して、見解の対立があったからである。すなわち、規範的解釈に関する準則に肯定的意見を述べる者は、契約制度の趣旨から、当該契約の当事者を主体に据えなければならないと考えるのに対し、否定派は、当該契約の当事者間の理解に齟齬がある以上、当該契約の当事者を主体とすることはできないと考

121) 本来的解釈が問題となる場合と規範的解釈が問題となる場合の関係性がわかりにくいといった指摘が、このことをあらわしている。

122) 川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法(3)』68頁〔平井宜雄〕（有斐閣，2003年）。

えている。第2ステージの肯定的意見にあるように、当該契約の当事者を主体に据えた場合と同人と同種の合理人を主体に据えた場合とで、解釈の結果はかなり共通しうる。解釈の結果に大差が生じないにもかかわらず、肯定派は、なぜ、当該契約の当事者を主体にすべきと考えたのか。

まず、否定派が拠っている従来の見解との関連では、以下のように考えられている。伝統的通説においては、表示の一般的な意味をそのまま解釈の基準としてきたわけではなく、当事者が表示手段を用いた際の事件の事情を考慮する必要があることが強調され、そのようなコンテキストの中で当該表示手段がどのような意味を持つかということが問題とされており、さらに、狭義の解釈を表示の社会的意味を明らかにすることとしてとらえる見解では、「意思表示受領者が当該の事情のもとにおいて当該の表示から通常期待すると認められる内容」が表示の意味であるとされていた¹²³⁾。これらの学説に従うならば、当該契約の当事者に視座を据えることになる¹²⁴⁾。

さらに、当該契約の当事者に視座を据えなければならぬとされた根本的理由を考察してみると、それは契約の拘束力にかかわっていると思われる。規範的解釈がなされた場合、契約当事者は自らの理解とは異なる契約内容に拘束される可能性がある。契約は当事者が自らの法律関係を形成するためになされるものであることを考慮すると、契約解釈の結果、実際の理解とは異なる契約内容に当事者が拘束されることを正当化するには、その契約内容に対する当事者の自律があるといえなければならない。このような論理に基づき、規範的解釈の基準は当該契約の当事者に視座を据えたものでなければならないと主張されているように思われる。

ところで、規範的解釈がなされるのは、契約内容について当事者の共通の理解が明らかでない場合である。このとき、各当事者は、通常、実際の具体的状況下において自らが合理的と考えた特定の意味を表示に対して付与しており、規範的解釈により、一方当事者あるいは両当事者の表示に関する理解

¹²³⁾ 山本・前掲注17) 728頁, 741頁。

¹²⁴⁾ 山本・前掲注17) 728頁。

は合理的でないとは評価されることになる。したがって、提案されていた準則による「当該契約の当事者」の理解する表示の意味は、実際の具体的当事者ではない仮定的当事者の理解する意味となる¹²⁵⁾。つまり、規範的解釈の基準とされる「当該契約の当事者」とは、仮定的当事者である。規範的解釈の基準を比較法的に見ると、ヨーロッパ契約法原則第5:101条第3項では「両当事者と同種の合理的な者」¹²⁶⁾、共通参照枠草案Ⅱ.-8:101条第3項では「合理的な人」¹²⁷⁾、ユニドロワ国際商事契約原則2010第4.1条第2項では「当事者と同種の合理的な者」¹²⁸⁾が、基準とされている。また、2016年に改正されたフランス民法典第1188条第2項¹²⁹⁾は、「同様の状況に置かれた合理人 (personne raisonnable)」を基準としている。以上の条文においては仮定的当事者としての「当該契約の当事者」は基準とされていないが、それでは、これらの条文は「当該契約の当事者」という視点を考慮していないのであろうか。

フランス民法に関していうと、改正前のフランス民法典には、現在の第

¹²⁵⁾ 規範的解釈における合理的解釈の基準として「仮定的当事者意思」概念が採用されているとの指摘として、森田修『債権法改正』の文脈：新旧両規定の架橋のために（第5回）第三講 契約の解釈：一般準則を中心に（その2）法教431号61頁（2016年）。

¹²⁶⁾ 前掲注91) 参照。

¹²⁷⁾ 共通参照枠草案Ⅱ.-8:101条 原則

- (1) 契約は、それが文言の言葉上の意味と異なる場合であっても、両当事者の共通の意思に従って解釈される。
- (2) 一方当事者が契約またはこれに用いられる条項もしくは表現に特定の意味を持たせようとした場合であって、かつ契約締結時に他方当事者が当該一方当事者の意図に気付いていたか、または気付くことが合理的に期待された場合には、契約は、当該一方当事者の意図していたように解釈される。
- (3) ただし、契約は、以下の場合には、合理的な人がそのように解するであろう意味にしたがって解釈される。
 - (a) 前項に基づいて意図が明確にできない場合。
 - (b) 合理的かつ誠実に契約の表現上の意味に依拠した、契約の当事者でなく、また法律上そのような当事者以上の権利は有しない人について、問題が生じた場合。

条文の訳は、法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料 [別冊 NBL146号]』130頁（商事法務、2014年）に依拠している。

1188条第1項同旨準則は定められていたが¹³⁰⁾、同条第2項のような条文は存在しなかった。「合理人」という概念の曖昧さを理由に、契約の解釈者である裁判官が、同項の運用にあたって、自らを「合理人」と考えるのではないかという懸念が示されている¹³¹⁾。このことに関連して、「同様の状況に置かれた合理人が与えるであろう意味」とは、裁判官が合理的と考える意味ではなく、具体的状況に合わせて、合理的な契約当事者が契約に与える意味でなければならないと主張されている¹³²⁾。すなわち、フランス民法においては、契約当事者が「合理人」として描かれていると考えられている。そして、このようにしてなされる解釈は、両当事者による意思を推定するものであって¹³³⁾、当事者の共通の意図と関連性があるとされている¹³⁴⁾。以上のように、フランス民法は、規範的解釈に関して、「合理人」という形で契約当

128) ユニドロワ国際商事契約原則2010第4.1条（当事者の意思）

- (1) 契約は当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 前項の意思を証明することができないときは、契約は、当事者と同種の合理的な者が同じ状況のもとでその契約に与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

条文の訳は、法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料〔別冊 NBL146号〕』131頁（商事法務、2014年）に依拠している。

129) フランス民法典第1188条

- (1) 契約は、文言の字義に拘泥するよりもむしろ、当事者の共通の意図によって解釈される。
- (2) 当事者の共通の意図を見つけ出すことができないときは、契約は、同様の状況に置かれた合理人（*personne raisonnable*）が与えるであろう意味に基づいて、解釈される。

130) フランス民法典旧第1156条

合意においては、その文言の字義に拘泥するよりもむしろ、契約当事者の共通の意図がどのようなようであったかを探求しなければならない。

131) J. RICHARD DE LA TOUR, *Les principes, les directives et les clauses relatives à l'interprétation*, RDC 2016, p. 392; G. CHANTEPIE et M. LATINA, *La réforme du droit des obligations, Commentaire théorique et pratique dans l'ordre du Code civil*, Dalloz, 2016, n° 503, p.422.

132) G. CHANTEPIE et M. LATINA, *ibid.*; O. DESHAYES, T. GENICON et Y.-M. LAITHIER, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, LexisNexis, 2016, pp. 368-369.

事者の視点を考慮し、当事者の共通の意図との関連性を保つことにより、解釈結果の正当性を担保しようとしているものと考えられる。

フランス民法との比較によれば、規範的解釈に関して検討を要するのは、「当該契約の当事者」を基準とするのか、「合理人」等を基準とするのかもさることながら、それらを基準とした解釈結果が正当化される根拠である。すなわち、どのような根拠に基づいて当事者は裁判官により解釈された契約内容に拘束されるのかが明らかにされなければならない。提案されていた「当該契約の当事者」を基準とする準則は、この拘束力の根拠を意識したものであったといえる。これに対し、否定派は、拘束力の根拠を踏まえたくて意見を述べていたようには見受けられない¹³⁵⁾。もし「合理人」を基準とするのであれば、フランス民法のように当事者の意思との関連性を抛り所として解釈結果を正当化するのか、これとは異なる理由によるのか、今後の検討課題といえる。

3 補充的解釈

補充的解釈に関する準則に対してコンセンサスが得られなかった原因も、

¹³³⁾ A. ETIENNE DE SAINTE MARIE, *Les principes, les directives et les clauses relatives à l'interprétation*, RDC 2016, n° 10, p. 386.

¹³⁴⁾ A.-S. EPSTEIN, *L'interprétation du contrat*, in *La réforme du droit des contrats, Commentaire article par article de l'ordonnance du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, T. DOUVILLE (dir.), Gualino, 2016, p.169.

¹³⁵⁾ 法制審議会第85回会議において、永野委員は、「実際問題として裁判の場で争っている人たちに、『あなたは合理的に考えたら、こう考えるでしょう。』と言っても納得はしないですね。『いや、そんなことは絶対はない。』と言うのではないのでしょうか。むしろ、『一般普通の人が考えるところでしょう。』と、『こうしなかったのだから仕方ないでしょう。』というほうが皆さん納得されるところがあって、当事者基準か、一般基準かという辺りについて、ここも裁判のレトリックという場面で、果たしてどちらに説得力があるのかなというふうな印象を持っているところでもあります。」と発言しているが（前掲注63）「第85回会議議事録」7頁）、一般人の理解した契約内容に契約当事者が従わなければならない理由についての理論的説明がなされなければならないであろう。

当該契約の当事者が契約の内容を補充する際の基準とされている点にある。否定派が当該契約の当事者を基準とすることに反対したのは、提案されている補充的解釈に関する準則を、仮定的意思という形で現実には存在しない当事者の意思を擬制することにより、契約の内容を補充するものと理解したからである。これに対し、肯定派からは、同準則は存在しない意思を擬制するものではないとの説明がなされている¹³⁶⁾。当事者の意思を擬制することを意図していないにもかかわらず、肯定派は、なぜ、当該契約の当事者を基準に補充する内容を確定すべきと考えたのか。

この理由について、法制審議会の議論の中で明確に述べられているわけではないが、当該契約の当事者を基準とするのは、当事者の締結した契約を尊重する、言い換えると、当事者の自律を尊重するためと考えられる¹³⁷⁾。そして、これが理由ならば、補充された契約の内容に当事者が拘束される根拠は、当該内容に対する当事者の意思に求められるのではなく、当事者が契約により実際に行った決定、つまり、当事者の自律に求められることになる。

ところで、補充的解釈が試みられるのは、契約当事者間で、契約締結時に想定せず、合意していなかった事項に関して、見解が対立しているからである。法制審議会においては存在しない意思を擬制するものではないとの説明がなされているものの、問題となっている事項に対する両当事者の意思は実在しない以上、当該契約の当事者を基準とし、「当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容」を補充するということは、裁判官が仮定的な当事者意思を創造することを意味しているのではないだろうか。そして、このようにしてなされる補充的解釈は、裁判官による恣意的な当事者意思の推認を惹き起こし、当事者の自律の尊重とは相反する危険性を孕んでいるように思われる。

¹³⁶⁾ 山本幹事は、提案された準則を「わざわざ『仮定的な意思』と読み替えて、それを理由に提案を退けるのは不当」とする（山本・前掲注17）745頁）。

¹³⁷⁾ 山本・前掲注9）37頁以下、同「契約の拘束力と契約責任論の展開」ジュリ1318号102頁（2006年）。

当該契約の当事者を基準とした補充的解釈のみが、当事者の締結した契約を尊重した契約内容の補充手段であるとはいえない。「契約という行為がそもそも契約制度を前提としてはじめて考えられる行為——制度的行為——である」とすると、「制度的行為としての契約をするとは、そのような契約制度を構成する諸ルールによって内容を規定された行為をおこなうことにはかならない」とされている¹³⁸⁾。そして、「当事者の自律的な合意の確定と、契約制度を構成する——それ自体としては——他律的な規範の適用は、いわば一体のものとして、融合的に捉えられる可能性がある」と考えられている¹³⁹⁾。この見解を前提として、任意法規、信義則等の客観的規範による契約内容の補充を、法定類型や現実類型を基礎とした類型的な契約の内容形成作用の一環として特徴付けたうえで、その作用領域を積極的に承認することが、当事者の締結した契約の尊重を実現する方途の1つとしてありうる¹⁴⁰⁾。このような客観的規範による補充に対して、法制審議会においては、典型的な場面を想定したものであって、常に実際の契約に適合するわけではないとの主張がなされているが、当事者の個別的な意思が客観的規範によって文脈化されていると考えることもできるのではないだろうか¹⁴¹⁾。

「契約の解釈」という表現は多義的である。契約の成否を判断する作業が「契約の解釈」として捉えられることがあれば、契約の内容を確定する作業が「契約の解釈」として捉えられることもあり、さらに、契約の法的性質を決定する作業までもが「契約の解釈」として捉えられることがある¹⁴²⁾。そして、それぞれの作業に応じて、解釈の対象が、意思表示であるのか、契約であるのか異なっており¹⁴³⁾、法制審議会においてもこれらの点に関する

138) 山本・前掲注137) 101頁。

139) 山本・前掲注137) 101頁。

140) 石川博康「典型契約と契約内容の確定」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』239頁（有斐閣、2007年）。

141) 森田・前掲注125) 69頁。

142) 沖野・前掲注2) 246頁、大村敦志『フランス民法』182頁（信山社、2010年）。

143) 沖野眞已「フランス法における契約の解釈」私法54号282-283頁（1992年）。

議論がなされている¹⁴⁴⁾。本来的解释及び規範的解释は、契約の成否判断と契約の内容確定の際になされ、主に意思表示を解释の対象としている。これに対して、補充的解释は、契約の成立及び契約の性質決定を論理的前提として、合意がない部分を補充するという契約の内容確定に関わっており、有機体としての契約を解释の対象としている。以上のように、本来的解释・規範的解释と補充的解释とでは、問題とされている局面や解释の対象が異なっており、そのため、その性質も異なっている。契約補充に対しては、それが必要とされる状況に鑑みた基準、そして、当該作業を本来的解释・規範的解释とともに「契約の解释」として観念することの適否が検討されなければならないように思われる。

V おわりに

契約は当事者にとっての規範を形成するものであり、その効力は契約当事者間にしか生じないのが原則である。契約の解释は、この契約当事者間の規範内容を明らかにするための作業といえる。契約の解释がこのような作業であるならば、当事者間でどのような法的効果が発生されることが合意されたのかという観点から、契約の解释はなされる必要がある。

本来的解释の準則に対する反対意見の中には契約外の第三者を害することを懸念するものがある。しかし、契約の解释は、その作業の性質に鑑みれば、第三者の利益保護を目的としてなされるべきものではないため、この反対意見は本来的解释の準則を否定する理由とはなりえない。解释結果と法的効果とは、解释結果に対して法的効果が必ず付与されるという論理必然的な関係にあるわけではなく、当事者の合意内容を明らかにすること、その内容に法的効果を与えることとは次元の異なる問題である。当事者の共通の理解に従った解释により明確となった契約内容に則した法的効果を生じさせることが、第三者の利益を害し、妥当な結果をもたらさないと評価される場合

¹⁴⁴⁾ 詳細については、前掲注56)「第69回会議事録」25-28頁参照。

には、契約の解釈とは異なる法技術により妥当な解決は導かれるべきであり、妥当な結果を得るために契約の解釈という法技術が用いられることは、当事者の意思に対する不当な干渉といわざるをえない¹⁴⁵⁾。

当事者間でどのような法的効果を発生されることが合意されたのかという観点から契約の解釈はなされなければならないと考えると、契約を解釈するにあたっては、当事者の意思を起点として、当事者が締結した契約の内在的要素を検討することが求められる。法制審議会における提案内容はそのための方法を提案していたわけであるが、Ⅵにおいて論じたように、規範的解釈及び補充的解釈に関しては提案されていた内容が唯一のものではない。もっとも、法制審議会における提案内容及びそれに対する議論は、契約の解釈を考察するにあたって、なぜ解釈結果に当事者は拘束されるのか、すなわち解釈結果の正当性という視点が重要であることを示唆している¹⁴⁶⁾。今後はこの角度から、諸外国の法制度に関する比較研究をすることが、わが国の契約の解釈のあり方を考えるにあたって大きな参考になると考えられる。

¹⁴⁵⁾ 法制審議会において、永野委員から、「現実にはこれ〔契約の解釈の名の下で行われる修整〕も含めて契約の解釈という名の下に行われているわけでありまして、そういう意味では、〔契約の解釈の名の下に〕（中略）事案に応じて数々のテクニックを使って妥当な解決を導いているというのが実情であります。」との発言がなされているが（前掲注63）「第85回会議議事録」7頁（角括弧内は、引用者による補充）、このような「契約の解釈」の利用には、当事者の意思に対する不当な干渉という点で問題がある。

¹⁴⁶⁾ 法制審議会において、大村幹事が、「契約の解釈に関するルールは、契約の拘束力とも密接に結び付いております。このルールが民法典にないことによって、契約というのはどういうものであって、なぜ拘束するのかということが説明しにくいということがございます。」と述べている（法制審議会民法（債権関係）部会第92回会議議事録（2014年6月24日）（<http://www.moj.go.jp/content/001129009.pdf>）59頁。